

【 資 料 編 】

- 1 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画策定懇話会
- 2 基本計画（案）で見通した10年後の三重県農業の姿（イメージ）
 - （1）主要品目毎の生産見通し
 - （2）三重県における平成32年（2020年）頃の農業構造の展望（イメージ）
 - （3）三重県農業及び農村の活性化のための目標経営モデル

1 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画策定懇話会

(1) 検討経過

平成 22 年 9 月 22 日	第 1 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画策定の進め方の検討 基本計画の構成の検討
平成 22 年 10 月 29 日	第 2 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 県内先進農業経営事例調査 基本計画構成素案、構成素案に基づく計画イメージの検討
平成 23 年 1 月 19 日	第 3 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（中間案）の検討
平成 23 年 3 月 14 日	第 4 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（中間案）の検討 基本計画で見通した 10 年後の三重県農業の姿の検討

(2) 委員名簿

氏 名	所 属	備 考
安保 武治	三重県指導農業士連絡協議会	農業者（施設野菜）
石本 慶紀	三重県青年農業士連絡協議会	農業者（果樹）
小林 陽子	三重県農村女性アドバイザーネットワーク	農業者（畜産）
前川 正次 (株式会社前川農産)	三重県稲作経営者会議	農業者（水田）、 農業法人
松尾 廣文	三重県花植木振興会	農業者（花き）
松倉 大輔 (有限会社深緑茶房)	三重県茶業会議所青年部	農業者（茶）、農業法人
米山 宗隆	三重県農業会議	農業団体
森田 幸利	三重県農業協同組合中央会	農業団体
加藤 巖	三重県土地改良事業団体連合会	農業団体
橋本 成久	三重県食品産業振興会 (太陽化学株式会社)	食品関連事業者
白塚 康浩	日本チェーンストア協会中部支部、 (マックスバリュ中部株式会社)	食品流通関連事業者
森 真由美	特定非営利法人地産地消ネットワーク みえ、生活協同組合コープみえ	NPO、生協
北 尚子	三重県消費者団体連絡協議会	消費者
内山 智裕	三重大学大学院生物資源学研究所	学識経験者

順不同、敬称略

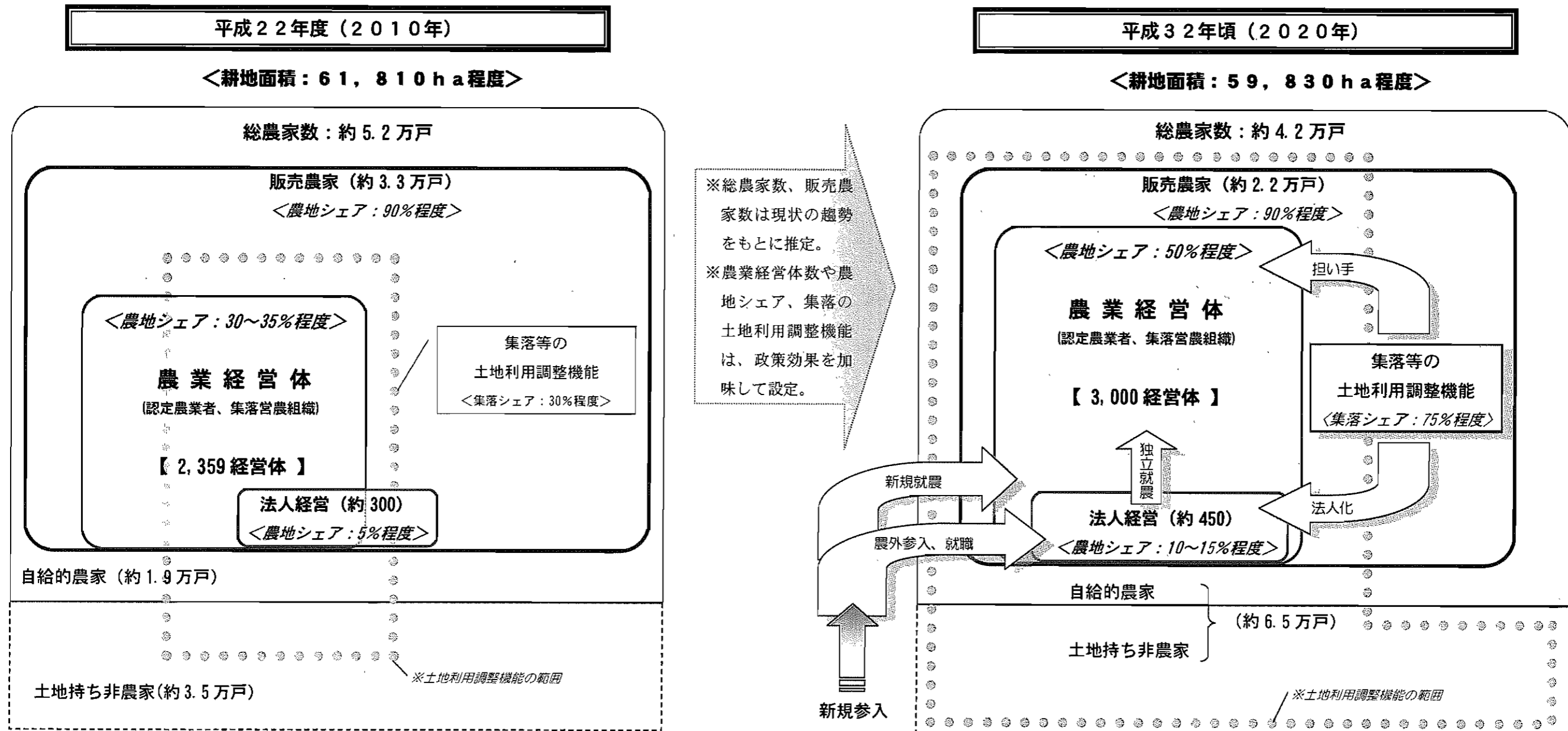
2 基本計画（案）で見通した10年後の三重県農業の姿（イメージ）

（1）主要品目毎の生産見通し

品目名等		平成20年度 (2008年度) 【現状】	平成32年度 (2020年度) 【目標】	比較増減 【H32—H20】
耕 種 農 業	水田作物	40,090ha	44,350ha	4,260ha
	米（新規需要米を除く）	30,982ha	30,000ha	△ 982ha
	新規需要米 （米粉用米・飼料用米等）	118ha	1,930ha	1,812ha
	麦	5,670ha	7,420ha	1,750ha
	大豆	3,320ha	5,000ha	1,680ha
	園芸作物	10,880ha	10,720ha	△ 160ha
	その他	3,825ha	3,525ha	△ 300ha
	作付合計面積	54,795ha	58,595ha	3,800ha
畜 産	牛	33,190頭	36,300頭	3,110頭
	豚	119,700頭	120,000頭	
	鶏	6,125千羽	6,130千羽	
耕地面積		61,810ha	59,830ha	△1,970ha
耕地利用率		89%	98%	9%
食料自給率（カロリーベース）		43%	51%	8%

(2) 三重県における平成32年(2020年)頃の農業構造の展望(イメージ)

- 平成32年頃の農業構造は、高齢化によるリタイア等から農家数が大きく減少するものの、集落等の土地利用調整機能に基づく経営規模の拡大や戸別所得補償制度の活用などにより、農地の9割程度が販売農家によって担われる。
- 認定農業者を主とする担い手農業者が中心となって、集落等の土地利用調整機能を生かして集落営農組織等の主たる担い手となるとともに、こうした組織が農業法人に発展したり、法人経営に雇われた人が技術や経営ノウハウを身に付けてから家族経営者として独立したりするなど、家族経営と法人経営が相互に連携・循環して成り立つ。
- 農業経営や農村内での6次産業化の取組、農業法人以外の法人の参入や農商工等の連携が進むとともに、集落や産地を単位とした「地域経営」の視点を取り入れたさまざまな取組が展開されることにより、意欲ある農業者の創意と工夫による経営発展が実現され、持続的に発展する本県の農業・農村の姿が展望される。



※本資料は、2010年及び2005年世界農林業センサス等から推計しています。

(3) 三重県農業及び農村の活性化のための目標経営モデル

①経営の効率化や規模拡大等による経営改善のモデル案（例示）

経営類型	基幹作目及び経営規模	家族労働力	目標所得	想定地域
主穀中心		人	万円	
個別経営型	水稲9.5ha、小麦6.5ha、大豆6.5ha 計16ha（自作地2ha、借地14ha）	2	510	平坦地
集落営農組織型	水稲16ha、小麦9ha、大豆9ha 計25ha（自作地25ha）	15	1030	中山間
野菜作				
ハウストマト （ロックウール）	抑制Ⅰ型40a、抑制Ⅱ型30a、半促成Ⅰ型40a、 半促成Ⅱ型30a 計70a（自作地70a）	3	530	平坦地
露地野菜	キャベツ3.2ha、はくさい2.0ha、ばれいしょ0.8ha 計4.0ha（自作地2.0ha、借地2.0ha）	3	500	平坦地
果樹				
かんきつ	極早生温州0.5ha、早生温州0.5ha、不知火0.3ha、 カラ0.3ha 計1.6ha（自作地1.1ha、借地0.5ha）	2.5	610	中山間（伊勢志摩・東紀州）
花き・花木				
施設鉢物	シクラメン50a、その他鉢物40a 計50a（自作地50a）	2	760	全域
茶				
個別経営型	せん茶3.0ha、かぶせ茶9.0ha、買い芽4.0ha 計12.0ha（自作地4.0ha、借地8.0ha）	2.5	800	北勢・中南勢
酪農				
フリーストール方式	経産牛100頭	3人	1110	全域
肉用牛				
和牛雌肥育	黒毛和種雌150頭、稲わら収集17.9ha	2人	660	全域
養豚				
養豚繁殖肥育一貫	繁殖雌豚100頭、繁殖雄豚4頭	2人	640	全域
養鶏				
採卵鶏	採卵鶏50,000羽	2人	1200	全域
銘柄肉用鶏	肉用鶏22,000羽	2人	700	全域

②一層の効率化や多角化等による経営発展のモデル案（例示）

I. 超大規模の土地利用型農業法人経営

①経営発展のポイント

- ★米・麦・大豆延べ300haを、集落エリアを越えて広域で請け負う超大規模法人経営
- ★大型高性能農業機械を導入し、高い労働生産性を確保
- ★社員5人を雇用し、700万円/人の給与を支払う雇用創出型の経営を実践

②経営発展モデルの概要

◆経営面積		◆経営収支		◆労働力	
水稻（移植）	60ha	粗収益	19,700万円	役員	2名
小麦	120ha	経営費	17,000万円	常時雇用	5名
大豆	120ha	所得	2,700万円	臨時雇用	5名

③さらなる経営発展につなげていく取組の例

- ★IT等の活用による生産管理のシステム化で作業能率・精度の向上を通じて低コスト化を実現
- ★直営の加工販売施設「おにぎり工房」で、生産した米と地元野菜の漬け物を具材に使ったおにぎりを直売
- ★平坦地の病害虫発生が少ない水田で有機米を栽培し、輸出ノウハウを有する米卸業者を通じて海外へ輸出
- ★畜産農家との契約により、稲ホールクロップサイレージ用稲を湿田や麦跡水田で栽培することで、水田の高度利用と収益向上を実現

II. 地域ぐるみで6次産業化に取り組む集落営農組合

①経営発展のポイント

- ★集落一農場の営農組合を設立、地域の水田を最大限に活用して米・麦・大豆を生産
- ★地場農産物を積極的に使用する食品産業事業者との契約栽培で、大豆の実需を確保
- ★水田や水稻作業を営農組合に任せた農業者が、集落内の畑や不作付け地などを利用して直売所での販売向けに、多品目適量の野菜づくりに取り組む
- ★女性・高齢者等集落内の多様な人材が、特産品開発や農産物直売所運営に取り組む

②経営発展モデルの概要

◆経営面積		◆経営収支		◆労働力	
水稻	18ha	粗収益	8,000万円	主要オペレーター	7名
小麦	12ha	農産物売上等 3,400万円 作業受託収入 100万円 直売所売上 4,500万円		補助オペレーター	7名
大豆	12ha			その他	4名
作業受託					
（田植え	3ha）	農業経営費	2,800万円		
（水稻収穫	5ha）	直売所経営費	4,000万円		
		所得	1,200万円		

③さらなる経営発展につなげていく取組の例

- ★農地・用水路、そこに棲む希少生物の保全活動などを通じた非農家や都市住民との交流活動を発展させ、不作付け地を活用した市民農園ビジネスを実施
- ★量販店との提携により、農産物直売所の支店を市街地のスーパーマーケット店舗内にオープン
- ★新たな転作作物としてソバに着目、農産物直売所に「そば道場」を増設して都市住民等を対象にしたソバ打ち体験を実施
- ★地域で生産された農産物を食材に使う農村レストランを事業化

※その他の経営発展モデル案（検討中のもの）

- Ⅲ. 最新技術を用いた高収量・高品質トマト生産経営
- Ⅳ. 「年中みかんを届ける」かんきつの超大規模企業経営
- Ⅴ. なしとぶどう、直売と観光農園とを組み合わせた果樹経営
- Ⅵ. 大規模製茶工場を核に低コスト生産に挑戦する法人茶業経営
- Ⅶ. 消費者のライフスタイルを踏まえた花木経営
- Ⅷ. 地域連携と低コスト生産技術で実現する大規模肉用牛経営
- Ⅸ. 地域とのふれあいを大切にするミルクファーム

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画策定懇話会の開催結果

1 検討経過

平成 22 年 9 月 22 日	第 1 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画策定の進め方の検討 基本計画の構成の検討
平成 22 年 10 月 29 日	第 2 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 県内先進農業経営事例調査 基本計画構成素案、構成素案に基づく計画イメージの検討
平成 23 年 1 月 19 日	第 3 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（中間案）の検討
平成 23 年 3 月 14 日	第 4 回懇話会	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画（中間案）の検討 基本計画で見通した 10 年後の三重県農業の姿の検討

2 委員名簿

氏 名	所 属	備 考
安保 武治	三重県指導農業士連絡協議会	農業者（施設野菜）
石本 慶紀	三重県青年農業士連絡協議会	農業者（果樹）
小林 陽子	三重県農村女性アドバイザーネットワーク	農業者（畜産）
前川 正次 (株式会社前川農産)	三重県稲作経営者会議	農業者（水田）、 農業法人
松尾 廣文	三重県花植木振興会	農業者（花き）
松倉 大輔 (有限会社深緑茶房)	三重県茶業会議所青年部	農業者（茶）、農業法人
米山 宗隆	三重県農業会議	農業団体
森田 幸利	三重県農業協同組合中央会	農業団体
加藤 巖	三重県土地改良事業団体連合会	農業団体
橋本 成久	三重県食品産業振興会 (太陽化学株式会社)	食品関連事業者
白塚 康浩	日本チェーンストア協会中部支部、 (マックスバリュ中部株式会社)	食品流通関連事業者
森 真由美	特定非営利法人地産地消ネットワーク みえ、生活協同組合コープみえ	NPO、生協
北 尚子	三重県消費者団体連絡協議会	消費者
◎ 内山 智裕	三重大学大学院生物資源学研究所	学識経験者

順不同、敬称略

◎：懇話会座長

3 主な意見の概要（要旨）

<第1回懇話会>

- ア. 条例で規定している「財政措置」に期待している
- イ. 絵に描いた餅にならないように、しっかりした計画を作る必要がある
- ウ. 国政策との整合も重要であるが、県で自己完結できる地産地消や産地戦略など、県独自の取組にも注力することが重要である
- エ. 作目別の取組方向などを示し、三重県の特徴を出していくことも必要である

<第2回懇話会>

- ア. 農業所得の目標設定を検討する必要がある
- イ. 国の所得安定対策等の県施策上の位置づけを明確にすべき
- ウ. 農業・農村の必要性について県民理解の促進が重要である
- エ. 地産地消の考え方について、施策横断的に書き込むべきである
- オ. 活性化プランの策定については、組織的な活動をしていない地域への働きかけも必要である

<第3回懇話会>

- ア. 計画の内容や数値目標は、基本的にこの方向でよい
- イ. 関係者みんなの元気が出るような計画のサブタイトルが必要である
- ウ. 消費者ニーズに対応できる農業生産の振興とともに、農業の重要性について県民や消費者に情報提供することが大切である
- エ. 農業でも需要創造の重要性が高まってきており、新たに輸出への取組強化も図る必要がある
- オ. TPP等により大きな状況の変化が生じた場合は、基本計画を柔軟に見直すことも必要である

<第4回懇話会>

- ア. 計画の内容はこの方向でよいので、計画が絵に描いた餅にならないようお願いしたい
- イ. 安全・安心な農業の実践に力を入れてほしい
- ウ. 麦・大豆等のためには、マーケット確保に力を入れていく必要がある
- エ. 集落毎に実状が違うので、県には、地域のコーディネート機能の発揮と地域リーダーの育成に取り組んでもらいたい
- オ. ビジネス面を重視した「地域経営」だけでなく、くらしやライフライン維持の視点を加えた「地域経営」を目指していくことも必要である

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」中間案
に対するパブリックコメントの結果概要

1 意見募集期間

平成23年3月17日（木）から4月15日（金）

2 意見内容（詳細は別添資料）

(1) 意見提出の方法

電子メール	F A X	郵送	持参	合計
0	15	0	2	17

(2) 個人団体別

意見数	内訳		
	個人	企業	団体
33件	33件	0件	0件

(3) 項目別延べ意見数（意見件数）

項 目	意見数
全体的な意見	2
第3章 基本方針 1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方	1
〃 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開	—
基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	5
基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	14
基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進	2
基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	6
第4章 推進体制の整備	2
その他	1
合計	33

(4) 意見に対する対応状況

対応区分	件数
①計画に反映するもの	1
②既に反映しているもの	26
③事業の実施段階で対応・検討とするもの	4
④計画に反映することが難しいもの	1
⑤その他（感想・質問等①～④に該当しないもの）	1
合計	33

(5) 主な意見の概要(要旨)

①全体を通して

ア. 条例に基づく施策の着実な展開が必要

②基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

ア. 農業の衛生管理の向上が必要

イ. 若い農業者には直売所だけでなく大きい販路が必要

ウ. 様々な形での米の消費拡大が必要

エ. 県内養豚業の持続を図ることが必要

オ. 地元小麦「あやひかり」を三重県を代表するブランドに育てることが必要

③基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

ア. 経営支援や基盤整備が重要

イ. サラリーマン並みの所得が得られる農業の展開が必要

ウ. 若い人材の育成が重要

エ. 後継者や新規参入者の育成が必要

オ. 農村女性が元気になるような取組の推進が必要

カ. JAによる農家支援の促進が必要

キ. 果樹の技術指導の継続と充実が必要

ク. 研修会等の継続が必要

④基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

ア. 地域資源の本質を地域住民が理解することが重要

イ. 獣害対策の強化が必要

⑤基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

ア. 農産物直売所の継続と拡大が必要

イ. ブランド化や6次産業化の効果が地域全体に及ぶように推進することが重要

ウ. 地産地消の推進が必要

エ. 地域にあった特産作物の生産指導が必要

オ. 安全で美味しい食材を提供することと、その努力を消費者に伝えることが重要

⑥推進体制の整備

ア. 地域の実情に即した指導が必要

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」中間案に対するパブリックコメント（ご意見の概要と考え方）

「対応」欄の説明
 ①計画に反映するもの
 ②既に反映しているもの
 ③事業の実施段階で対応・検討とするもの
 ④計画に反映することが難しいもの
 ⑤その他（感想・意見等①～④に該当しないもの）

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
1	全体を通して	-	農業は、衣食住のうち、食という一番大事なところを担っている。楽しく豊かな生活を送るためには、健康で、食生活が安全で美味しいことが求められる。 我々生産者は、今までと違って美しく安全で美味しい食材を提供し続けることが大切であり、その努力が消費者に伝われば持続可能な農業が実現できると思う。	②	「第3章 基本方針（3）めざすべき将来の姿」において、「①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿」として「…多様化する消費者や実需者のニーズに的確に対応した生産が行われるなど消費者に信頼される農産物を安定的に供給するための生産・流通体制が整備されています」とするとともに、「④本県農業及び農村を起点として、新たな価値の創出がはかられる姿」として「農業者等による環境価値の創出のための取組が積極的に展開され、農業が県民や消費者から適正に評価、支持されています」とするなど、生産者が県民や消費者のために努力し、その努力を県民や消費者が適正に評価する姿をめざすこととしています。
2	全体を通して	-	理想論に止まらず、農業の条例に基づいて農業政策の展開をお願いしたい。	②	基本計画は、条例に基づく基本的施策を総合的かつ計画的に展開するために必要な基本的な方針や主要な目標を定めており、農業・農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的な農政展開をはかることができるよう、おおむね5年ごとに見直すこととしています。 また、基本計画に位置づけた施策についての具体的な取組展開を示した「アクションプログラム」を策定することにより、計画の着実な推進と的確なマネジメントを行なうこととしています。
3	第3章 基本方針 1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方 (2) 取組展開に向けた基本視点	19	(基本視点2) 生産者のモチベーションを上げるために販売価格を補償する考え方は「有」だと思うが、所得補償があることで販売価格が下げられてしまう現状では、持続的な生産体制にはつながらないと思う。そうした状況の中で、なぜ戸別所得補償制度を前提としているのか疑問である。	④	農産物の価格支持政策から農業者の所得を補償する政策への転換は、WTO（世界貿易機関）農業交渉やEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等における農産物貿易ルールを踏まえた国際的な流れであることから、日本においても、平成23年度から農業者戸別所得補償が本格実施されるなど所得補償政策が講じられています。 本計画では、こうした状況も踏まえて、国の政策として実施される所得補償制度を前提としつつ、地方の独自性を出した施策展開を行うことを基本に考えています。

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
4	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	21	(主な取組方向) これからの農業は食品製造工場という感じで生産(意識)をすべきだと思う。例えば、トマト、イチゴ等はそのまま食べるものであり、清潔なハウスの中で綺麗な手で収穫する等注意する必要があると思うので、お菓子を作るときの衛生管理と同じでなければいけない。	②	県民の食を支える重要な役割を担う農業には、多様化する県民のニーズに応じて安全・安心で高品質な農産物を安定的に供給していくことが求められます。 こうしたことを踏まえて、「…人と自然にやさしい生産技術、先進的なGAPやHACCP方式などによる安全・安心の確保を進める…」 「…県民等に支持される安全で安心な農産物を安定的に提供できる生産・流通・販売体制の構築に取り組む」こととしています。
5	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	21 22	(主な取組方向、目標達成に向けた施策展開の内容) 最近各地に直売所ができ新鮮な野菜が手に入り、高齢農家の方も元気に毎日がんばって出荷している。 高齢者農業の販売ルートとして直売所が合っていると思うが、若い担い手は直売所だけでは生活できるだけの所得が得られず、大きい販路が求められる。名古屋や大阪が近く、道路も整備されているが、まとめて出荷できない、販路が決まらないというのが現実であり、若い担い手が安心して生活できるような農業の実現が望まれる。	②	本県の農業・農村が活性化していくうえで、担い手農業者をはじめ、高齢農家や兼業農家などの多様な農業者が農業を担っていただくことが必要であると考えています。 こうした考え方のもと、「Ⅰ－(2)消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進」において、「…農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営や販路拡大などの取組への支援などを通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援」していくこととしており、地域の実状に応じた多様な産地展開を目指すこととしています。
4 6	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	22	(目標達成に向けた施策展開の内容) ポテトチップスが悪いわけではないが、お母さん達には子どものおやつにはあられを食べさせなさいと言っている。農家では昔からあられやお餅を作って保存食として利用してきたが、もち米の栽培が段々少なくなっている。消費が無くなれば生産も縮小するのでここで食い止めていく必要がある。	②	本県の水田農業の活力低下を防ぐとともにその向上を図っていくうえで、県産米等の需要を拡大していくことが重要であると考えています。 このため、「Ⅰ－(1)需要に応じた水田農業の推進」において、「…消費者や実需者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進める」こととしています。
7	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給	22	(目標達成に向けた施策展開の内容) 養豚農家として精肉販売も行いながら、後継者二人も就農し家族ぐるみで頑張っている。おいしい国産豚肉を地元の人びとに提供し、地域の「養豚」の火を消さないようにしていきたいと思っている。	②	畜産業は、県内農業の算出額全体の3割を占めるなど県農業のなかで重要な地位を占めています。 こうしたことを踏まえて、「目標達成に向けた施策展開の内容」の柱の一つに、「Ⅰ－(3)活力ある畜産業の健全な発展」を位置づけて、安全で安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて取り組んでいくこととしています。

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
5	8	22 30	<p>(目標達成に向けた施策展開の内容)</p> <p>地元の小麦「あやひかり」は、消費者を対象とした出前講座を行う際に、うどんやお菓子などを作る良い材料になっている。三重県を代表するブランドとして売り出してもらいたい。</p>	②	<p>本県では、小麦を、水田農業の振興を図る上での戦略作物に位置づけているところであり、「I- (1) 需要に応じた水田農業の推進」において、「…消費者や実需者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進める」こととしています。</p> <p>さらに、「基本施策IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出」「目標達成に向けた施策展開」「IV- (1) 食育・地産地消の推進」において、「…食育や地産地消運動の推進などにより、生産者と消費者の結びつきの強化をはかるための環境整備」に取り組むこととしています。</p>
	9	24 25	<p>(目標達成に向けた施策展開の内容)</p> <p>近年、自給自足の必要性を強く感じ、家庭菜園を始めたり定年退職後に畑作りをやるとういう方も増えてきている。今後、こういう方がますます増えて、農業の価値が見直されるようになると考える。</p> <p>農家の兼業化が進む背景には、専業で農業を行っても十分かつ安定した収入が得られず、農業に働きがいや魅力を感じないことがあると考える。</p> <p>24頁に記されている経営支援体制の整備や生産基盤の整備を進めていただくことが重要である。</p>	②	<p>意欲ある多様な農業者の育成を進めていく上で、経営発展や産地づくりを支援する普及指導や農業団体等の活動の充実・強化、生産活動のコスト低減や高度化のための基盤整備等の推進が重要であることから、「II- (3) 生産・経営支援機能の充実」「II- (4) 農業生産基盤の整備」を位置づけています。</p>
	10	24 25 34	<p>農業を志す場合に、農業によって生活できるだけの収入が得られなければ意欲が減退してしまう。農業では、経費、労力の割には実収入が少なく(特に小規模・個人農業者)、大半は高齢者が頑張っている現状である。基本計画も、理論ばかりでは農業の展望が見えてこないのではないかと。</p>	③	<p>基本計画は施策展開の方向性やその目標について定めるものであり、計画に位置づけた取組を着実に進めていくことが重要であると考えています。このため、農業者や産地、集落等の取組を支援していく「地域活性化プラン」の位置づけや支援の考え方について、「基本施策II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」の「主な取組方向」と「目標指標」に、「第4章 推進体制 2. 地域活性化プランへの支援」に、それぞれ位置づけをして、着実な推進を図っていくこととしています。</p>

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
11	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	25	(目標達成に向けた施策展開の内容) 国として農業を本気で守るのであれば、輸出物品(自動車等)の利益、税金等をもっと農業に還元し、生産農家がサラリーマン並の収入を得られるような政策が大切だと思う。	③	農産物の価格支持政策から農業者の所得を補償する政策への転換は、WTO(世界貿易機関)農業交渉やEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)等における農産物貿易ルールを踏まえた国際的な流れであることから、日本においても、平成23年度から農業者戸別所得補償が本格実施されるなど所得補償政策が講じられています。 こうした状況を踏まえて、本計画では国の政策として実施される所得補償制度も活用しつつ、他産業並みの所得が確保できるよう意欲ある多様な農業者の育成に取り組むこととするとともに、国に対して所得補償制度の充実や安定的な実施について提言や要望活動も行っていくこととしています。
12	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	25	(目標達成に向けた施策展開の内容) 農業者が高齢化しているため、これからの農業を担っていく人材の育成が重要だと思う。若い力、新しい風を送り、農業の更なる発展を期待する。	②	農業者の高齢化や担い手不足に対応するためには、新規就農者や新たな農業経営体など幅広い参入者を育成・確保していくことが重要です。 このため、「Ⅱ-(2)多様な農業者の確保・育成」において、「…農業大学校の研修カリキュラムの充実や、財団法人三重県農林水産支援センター等と連携して新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農支援や技術指導」を進めることとしています。
13 14 15 16	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	25	(目標達成に向けた施策展開の内容) 今、農業は大変厳しい状況にあり、その中で後継者をと 思っても、資材、農薬、肥料そして油どれをとっても高くなる一方で将来に明るい希望を持たない。今の世、一家庭においても、農家全体を考えても、後継者のことは難しい問題である。 県下のトマト産地であるが、跡継ぎの確保が問題となっ てきている。農業後継者の確保対策に力を入れてほしい。 トマト、メロンの専業経営を営んでいるが、地域内の農家は高齢者が多いため、新規参入希望者や雇用労働力の確保に取り組む必要がある。 食に関することにとくさんの子ども達が興味を持ってくれることを願っている。そのために、農業に従事する若い人材がもっと増えるような仕組みができると良いと思う。	②	農業者の高齢化や担い手不足に対応するためには、新規就農者や新たな農業経営体など幅広い参入者を育成・確保していくことが重要です。 このため、「Ⅱ-(2)多様な農業者の確保・育成」において、「…農業大学校の研修カリキュラムの充実や、財団法人三重県農林水産支援センター等と連携して新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農支援や技術指導」を進めることとしています。

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
17	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	24 25	(主な取組方向、目標達成に向けた施策展開の内容) 農村女性がもっと元気になるような取組をお願いしたい。	①	意欲ある多様な農業者の育成を進めていく上で、方針決定や起業等において女性に期待される役割が大きいことから、「主な取組方向」や「目標達成に向けた施策展開の内容Ⅱ- (2) 多様な農業者の確保・育成」の中で、男女共同参画を進める観点を加えるよう改めました。
18	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	25	(目標達成に向けた施策展開の内容) 果樹専門の女性農業者の勉強会があると良いと思う。	③	農業者の勉強会の実施については各普及センターや農業大学校、JA等の関係機関による研修会・講演会等を活用いただくとともに、技術的な課題等については中央農業改良普及センターの果樹担当者等にご相談ください。
19	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	25	(目標達成に向けた施策展開の内容) JAによる農家支援が行われていくよう期待している。	②	意欲ある多様な農業者の育成を進めていく上で、JAによる農業経営の発展や産地づくりへの支援が重要であることから、「Ⅱ- (3) 生産・経営支援機能の充実」において、「…農業団体の活発な活動の促進」を図って行くこととしています。
20 21	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	25	(目標達成に向けた施策展開の内容) 地域で唯一の果樹専門経営を営んでいる。果樹専門の指導員が中央農業改良普及センターに集約したため、十分な指導体制が継続されるようお願いしたい。 梨の専門農家であるが、久居や松阪のような産地ではないため生産者間の情報交換も乏しく、困っている。これからの農業経営に即応するためには新しい技術や専門知識が必要になるが、現場担当の専門技術員が少ないと思う。経験豊かな専門技術員の充実を切望する。	②	農業者の経営発展や産地の強化・充実を図っていく上で、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして高度な生産・経営管理技術の普及に取り組むんでいくことが重要であると考えています。 このため、「目標達成に向けた施策展開の内容」の柱の一つに、「Ⅱ- (3) 生産・経営支援機能の充実」を位置づけて、普及指導員によるコーディネート機能の発揮、農業団体の活動活性化等と合わせて、普及指導員による高度な生産・経営管理技術の普及に取り組んでいくこととしています。 なお、平成23年度から、果樹・花き・茶担当の各普及指導員を中央農業普及センターに集約し、農業研究所や県内7つの地域農業改良普及センターとの連携を図る中で、高度で先進性の高い生産技術等の普及指導を効果的に進める体制を整備したところです。

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
22	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	25	(目標達成に向けた施策展開の内容) 年一回実施されている県全体の農業研修会・講演会が大変役に立っている。	②	意欲ある多様な農業者を育成を図る上で、経営の安定化や更なる経営発展のための支援が重要と考えており、計画的に研修会・講演会などを開催していくこととしています。
23	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進	27	(主な取組方向) 「人、自然、文化、農産物等の豊かな地域資源を生かした」とあるが、実際は、都市の事業者が、都市の消費者を相手に農村を舞台にして産業展開を行うケースが多いと思う。地域住民と都市住民の交流とは何か、地域資源の(表面的でない)本質とは何かを、地域住民が理解するところから入らないと本施策は実現できないと思う。	②	農村地域の振興を図っていくためには、農村地域の住民が地域の強みや宝は何であるか等を認識するための「気づき」や、そうした強みや宝を地域の資源として磨き上げながら、都市住民との交流活動や地域内の新しい産業展開等に活用していくことが求められています。 こうしたことを踏まえて、「…人、自然、文化、農産物等の豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムの推進による都市と農村の交流・共生を促進し、地域住民や訪れた人びとが満足できる魅力的な地域づくりや、地域に密着した地域内経済循環型産業等の新たな産業展開を促進することにより、元気なむらづくり」を進めることとしています。
24	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅲ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	28	(目標達成に向けた施策展開の内容) 今や荒廃地が平地まで虫食い状に拡大してきており、獣害による被害拡大につながっている。獣害対策が先か荒廃地対策が先かの議論もあると思うが、県民に安全な農産物を提供していくためにも、安心な生活空間を守るためにも、獣害対策の強化をお願いしたい。	②	野生鳥獣による農業被害が農村地域の大きな課題となっていることから、本県では、防止柵の設置や追い払い対策を集落ぐるみで徹底する「獣害につよい集落づくり」を推進し、被害防止に一定の成果が得られていると考えているところです。 今後さらに被害軽減を図っていくためには、被害対策とあわせて、野生鳥獣の生息密度管理を行っていく必要があることから、「…人の生活と自然との共生や生物多様性を考慮するワイルドライフ・マネジメントの考え方に基づき、『被害対策』と『生息管理』を組み合わせて総合的に実施」することとしています。
25	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	29	(主な取組方向) 消費者の一人として、安心、新鮮、安価な野菜を食べる時に生産者の顔を思い浮かべる。農業生産者の高齢化が進む中、私たちの子どもや孫までがおいしい野菜を安心して食べることができるように、農産物直売所を絶やすことなく続けていってほしいと願っている。	②	食育や地産地消運動の推進や農産物を産地づくりを進めていくうえで、農産物直売所が重要な役割を果たすことが期待されています。 このため、「…直売所等を核とした新たな域内流通のしくみづくり」に取り組む行うなど、農産物直売所の取組を促進していくこととしています。

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
26	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	29	(主な取組方向) 「新たなビジネスモデルの創出」について、裾野の生産者が弱体化すると産地構造の崩壊につながりかねないので、地域資源のブランド化、6次産業化に関しては、産地や地域全体に効果が及ぶような支援をお願いしたい。	②	新たなビジネスモデルの創出は、意欲ある事業者や農業者、産地等によって取り組まれますが、そうした取組が活発に展開されていくためには、多くの事業者や農業者、産地等の意欲が増進されていくことが重要です。 このため、意欲ある事業者や農業者、産地を育成していくための人づくりなど環境の整備を進めながら、地域資源の高付加価値化やブランド化への支援を行うことにより、産地や地域全体に効果が及んでいくよう進めていきたいと考えています。
27	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	30	(目標達成に向けた施策展開の内容) 私は、皆様に喜んでいただけるよう、安心して安全な地産地消に力を入れていきたいと考えている。	②	県農業が持続的に発展していくためには、県民や消費者に支えられることが不可欠です。 このため、「目標達成に向けた施策展開の内容」の柱の一つに、「IV－(1)食育・地産地消の推進」を位置づけて、県民や消費者に支持される農業の実現に向け取り組んでいくこととしています。
28	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	25 30	(目標達成に向けた施策展開の内容) 地産地消を推進することは重要であると思うが、その前に安全・安心な農産物の生産技術を取得するための営農指導部門に力を入れてほしい。その地域にあった特産物生産の指導をお願いしたいと思う。	②	食育や地産地消を推進していくための基礎として、安全・安心な農産物の生産技術の普及指導が必要であると考えています。 このため、「目標達成に向けた施策展開の内容」の柱の一つに、「II－(3)生産・経営支援機能の充実」を位置づけて、普及指導員による高度な生産・経営管理技術の普及に取り組んでいくこととしています。 また、地域にあった特産物生産に関しては、地域の状況や特色等を踏まえつつ、消費者や実需者等のニーズに応じた農産物について農業者をはじめとする地域の人びとと一緒に発掘に取り組み、導入を支援していきたいと考えています。
29	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	30	(目標達成に向けた施策展開の内容) 土地利用型農業経営を営み、平成19年から消費者を対象にした地元農産物の加工体験を通じて、農産物を生産する気持ちを伝える地域活動を行っている。消費者は興味を持ってくれるものの人数に限りがあるため、もっと多くの人に農家が安全・安心な農産物を生産していることを知ってもらいたい。消費者に地元の農産物を買ってもらえるよう、県の取組をお願いしたい。	②	県農業が持続的に発展していくためには、食育や地産地消運動の推進による消費者と生産者のコミュニケーションの活性化等を通じて、県民や消費者に支えられることが不可欠です。 このため、「目標達成に向けた施策展開の内容」の柱の一つに、「IV－(1)食育・地産地消の推進」を位置づけて、県民や消費者に支持される農業の実現に向けて取り組んでいくこととしています。

番号	区分	頁	中間案に対する意見の概要	対応	計画への反映状況・考え方
30	第3章 基本方針 2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開 基本事業IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出	30	飽食の今、本当の意味での食の豊かさ、美味しさをいかに消費者に伝えていくかが重要であり、個人の農家はもちろん、地域全体で取り組むことで発展させていくことが大切だと思う。	②	県農業が持続的に発展していくためには、食育や地産地消運動の推進による消費者と生産者のコミュニケーションの活性化等を通じて、県民や消費者に支えられることが不可欠です。 このため、「目標達成に向けた施策展開の内容」の柱の一つに、「IV-(1)食育・地産地消の推進」を位置づけて、県民や消費者に支持される農業の実現に向けて取り組んでいくこととしています。
31	第4章 推進体制の整備	32～34	計画の推進体制について、目標を実現していくためにもっと細かい内容を考えてほしい。	③	基本計画に位置づけた施策についての具体的な取組展開を示した「アクションプログラム」を策定することにより、計画の着実な推進と的確なマネジメントを行なうこととしています。 また、地域活性化プランに対する支援については、プランを策定する集落や産地等をはじめとして市町や関係団体等の推進関係機関の実状を踏まえて行う必要があると考えており、地域の状況やプランの内容に応じて効果的な支援が行える形で推進体制を構築していくこととしています。
32	第4章 推進体制の整備 2. 地域活性化プランへの支援	34	地方の時代と言われるが、これからはその地域にあった農業経営をしなければ立ちいかないかと思う。県には、一律でなくその辺を考慮した指導をお願いしたいと思う。	②	地域活性化プランに対する支援については、プランを策定する集落や産地等をはじめとして市町や関係団体等の推進関係機関の実状を踏まえて行う必要があると考えており、地域の状況やプランの内容に応じて効果的な支援が行える形で推進体制を構築していくこととしています。
33	その他	-	東日本大震災により農業経営への影響が心配され、再び重油や生産資材が値上がりすることもあるのではないかと心配している。	⑤	東日本大震災や原子力災害に伴う農業や食品に対する影響が生じてきているとともに、世界的な原油高騰の動きとも相まった燃油、生産資材の価格上昇への懸念が生じています。 こうした影響について引き続き注視していくとともに、国等にも働きかけを行いつつ必要な対策を講じていきたいと考えています。